

3 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

本政策評価では、食育のうち、重要な位置を占める学校における食育の推進に着目し、その中でも中核的な役割を担う栄養教諭制度を評価対象とすることとした。

そのほかの評価対象は、食育推進基本計画の目標の達成に個別の施策や事務事業がどの程度寄与しているかといった関係性が必ずしも明らかでないため、各府省が平成23年度から25年度までの間に実施している食育に関連する145事務事業を対象に、食育推進基本計画の目標との関係性を調査した。その結果、食育推進基本計画の目標を行政事業レビューの成果指標にしているなど、目標との関係性が強いと考えられる9事務事業を調査対象とすることとした。

(1) 学校における食に関する指導等の状況

ア 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(7) 栄養教諭

(要旨)

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年5月の学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正で栄養教諭制度が創設され、17年4月に施行された。平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成27年度までに0%）を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」（文部科学省が実績評価の実施に当たって設定している政策の体系）の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童が朝食を欠食する割合（以下「朝食欠食率」という。）の減少への寄与は明確には把握できなかった。

① 当省のアンケート調査結果では、学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の給食管理を兼務していない専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校よりも各教科等の食に関する指導時間が長い状況がみられた。また、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。

② 一方、同じくアンケート調査結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率（注）の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。

（注）栄養教諭の配置率とは、文部科学省の「学校給食実施状況等調査」における栄養教諭及び学校栄養職員数に占める栄養教諭数の割合である。

a 制度の概要

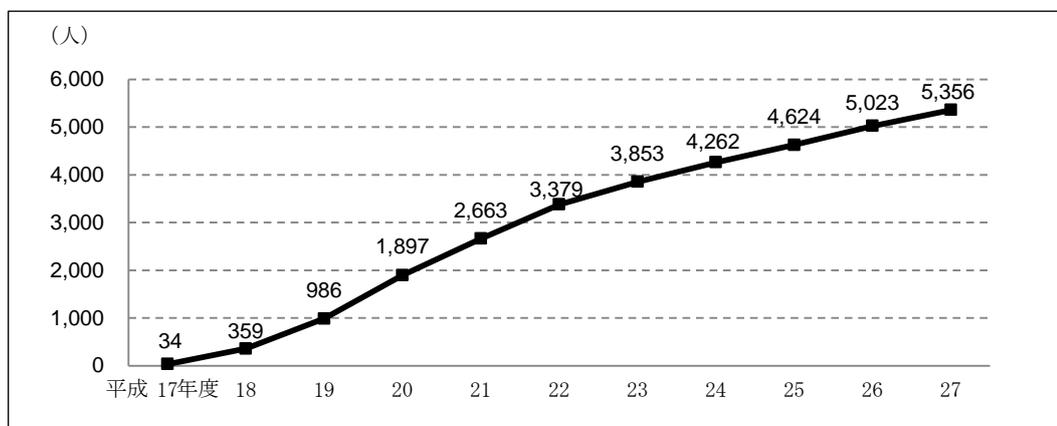
学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年5月の学校教育法の改正により、栄養教諭制度が創設された。

学校教育法第37条第13項では、栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどるとされており、具体的な職務内容は、児童に対する食に関する指導及び学校給食の管理である。

栄養教諭制度が創設される以前は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は共同調理場に、栄養士の資格を有し、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる学校栄養職員が配置されており、都道府県教育委員会は、学校栄養職員の栄養教諭への任用替えによる配置を進めている。

図表 3-(1)-①のとおり、平成 27 年 4 月 1 日現在、栄養教諭は全国の小中学校等に 5,356 人配置されている。また、「栄養教諭の配置及び支援等に関する調査研究報告書」（平成 22 年度文部科学省委託調査）によると、平成 22 年 4 月 1 日現在、栄養教諭の 9 割以上が学校栄養職員からの任用替えである。

図表 3-(1)-① 栄養教諭の配置数の推移（平成 17 年度～27 年度）



（注） 1 文部科学省の公表資料に基づき、当省が作成した。
 2 栄養教諭数には、教育委員会等に勤務する者を含む。

また、栄養教諭及び学校栄養職員は、主に小学校、中学校及び特別支援学校に配置されているが、共同調理場における給食管理を兼務している場合もある。文部科学省の学校給食実施状況等調査（各年度5月1日現在）によると、図表3-(1)-②のとおり、栄養教諭の4割前後は、共同調理場に勤務して給食管理を兼務している。

図表3-(1)-② 共同調理場に勤務している栄養教諭数の推移

(単位：人、%)

区 分	平成22年度	23	24	25
栄養教諭数 (A)	3,406	3,673	4,280	4,621
うち、共同調理場勤務 (B)	1,376	1,382	1,684	1,754
割合 (B/A)	40.4	37.6	39.3	38.0

(注)1 文部科学省の学校給食実施状況等調査結果(各年度5月1日現在)に基づき、当省が作成した。

2 公立の小学校、中学校(中等教育学校前期課程を含む)、特別支援学校、夜間定時制高等学校等に在籍している栄養教諭数及び配置状況を示す。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民(子ども)の割合の減少(平成27年度までに0%)を目標としており、その達成状況は、平成22年度において1.5%となっている。

文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」(文部科学省が実績評価の実施に当たって設定している政策の体系)の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標(アウトカム)として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標(アウトプット)として栄養教諭配置数の増加を置いている。

b 効果の把握結果

(a) 文部科学省における栄養教諭の効果の把握結果

文部科学省は、平成22年度に全47都道府県教育委員会及び全1,750市区町村教育委員会を対象とした「栄養教諭の配置及び支援等に関する調査研究」を実施している。

同調査研究によると、都道府県教育委員会では、栄養教諭の配置により全域でみられた変化や効果・成果について、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」(78.7%)、「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」(76.6%)、「学校給食残食率や朝食摂取率が改善するなど、子供の食生活が改善された」(76.6%)、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」(74.5%)等としている。

また、市区町村教育委員会では、「食に関する指導に対する学校長や教

職員の理解が進んだ」(71.3%)、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」(52.8%)、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」(50.3%)等としている。

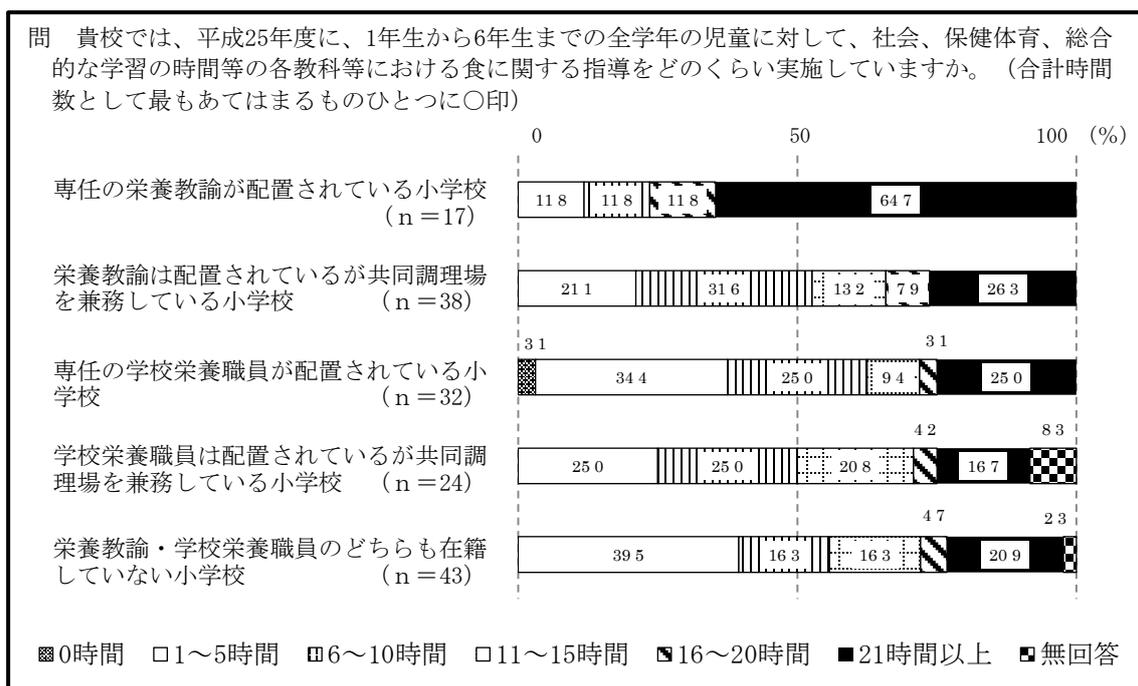
文部科学省は、i) 学校における食に関する指導の実施状況やその効果や課題についての全国的・総合的な検証、ii) 食育先進地域(栄養教諭配置校等)における指導状況の分析、iii) 栄養教諭の配置促進のための課題の検討を目的として、平成27年度に「学校における食育指導体制に関する調査研究」を実施することとしている。

(b) 当省における栄養教諭の効果の把握結果

当省が公立小学校における食育に関する取組状況、栄養教諭の配置状況並びに当該学校に通う児童及びその保護者における食育に関する認識や実践状況を把握するため、学校等に対しアンケート調査を実施した結果は、以下①から③のとおりである。

- ① 平成25年度に1年生から6年生までの全学年の児童に対し実施した各教科等における食に関する指導時間は、図表3-(1)-③のとおりである。指導時間が「21時間以上」の小学校は、栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務せず専任で配置されている小学校(以下「専任の栄養教諭が配置されている小学校」という。)では64.7%、栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務している小学校では26.3%となっており、専任の栄養教諭が配置されている小学校の方が指導時間は長くなっている。

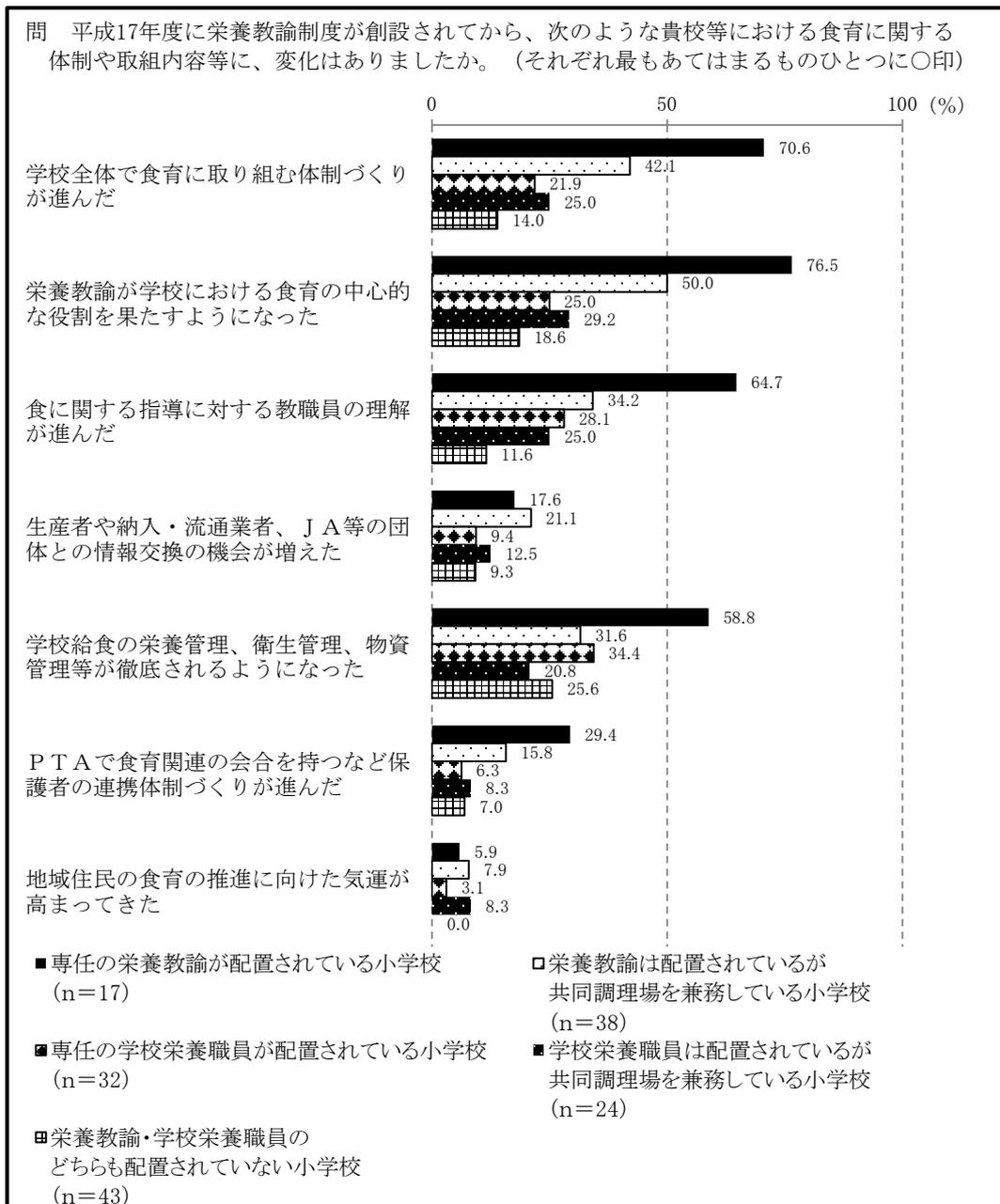
図表 3-(1)-③ 栄養教諭の配置状況と各教科等における食に関する指導の実施状況



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 栄養教諭の配置状況は複数回答の場合があり、その場合には双方の区分に回答数を計上しているため、表中の合計回答者数が本アンケートの回答者数（145校）より多い。
 3 割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。

② 公立小学校における栄養教諭の配置状況と栄養教諭制度導入による効果との関係は、図表 3-(1)-④のとおりである。例えば、「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだか」という質問に「とてもそう思う」と回答したのは、専任の栄養教諭が配置されている小学校では 70.6%、栄養教諭及び学校栄養職員のどちらも配置されていない小学校では 14.0%となっており、専任の栄養教諭が配置されている小学校の方が、栄養教諭制度導入による効果があったと感じている。

図表 3-(1)-④ 栄養教諭制度導入による効果と栄養教諭の配置状況（学校等における食育に関する体制について）



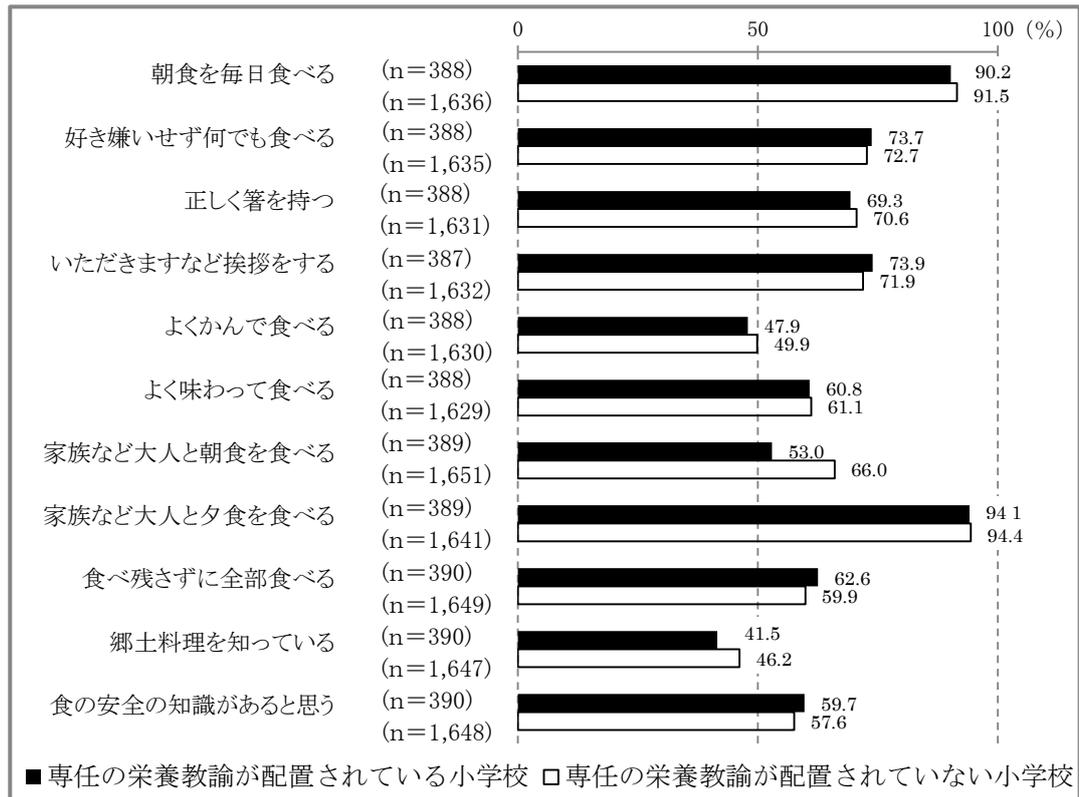
(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 本表は、各問に対し、「とてもそう思う」と回答した割合を示す。
 3 栄養教諭の配置状況は複数回答の場合があり、その場合には双方の区分に回答数を計上しているため、表中の合計回答者数が本アンケートの回答者数(145校)より多い。

③ 専任の栄養教諭が配置されている小学校に在籍している児童と、専任の栄養教諭が配置されていない小学校(注)に在籍している児童の食育に関する認識や実践の状況を比較したところ、図表 3-(1)-⑤のとおり、栄養教諭の配置による児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。例えば、朝食を毎日食べる児童は、専任の栄養教

諭が配置されている小学校では90.2%、専任の栄養教諭が配置されていない小学校では91.5%となっている。

(注)「専任の栄養教諭が配置されていない小学校」とは、栄養教諭が在籍しているが共同調理場の給食管理を兼務する小学校、学校栄養職員が共同調理場を兼務せずに専任で配置されている小学校及び学校栄養職員が在籍しているが共同調理場の給食管理を兼務する小学校を指す。

図表3-(1)-⑤ 栄養教諭の配置状況と児童の食育に関する認識や実践の関連



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
2 本表は、各問に対し、「毎日食べる」、「何でも食べている」、「よくしている」等、最も食育に関する認識や実践頻度が高い回答をした割合を示す。

④ 調査した27都道府県教育委員会及び64市町村教育委員会からは、栄養教諭の効果について、i) 食に関する指導に係る全体評価の作成学校数(割合)が増加した、ii) 朝食の摂取率(欠食率)が改善した、iii) 食に関する指導や個別指導の内容が充実したなど、肯定的な意見がみられた。

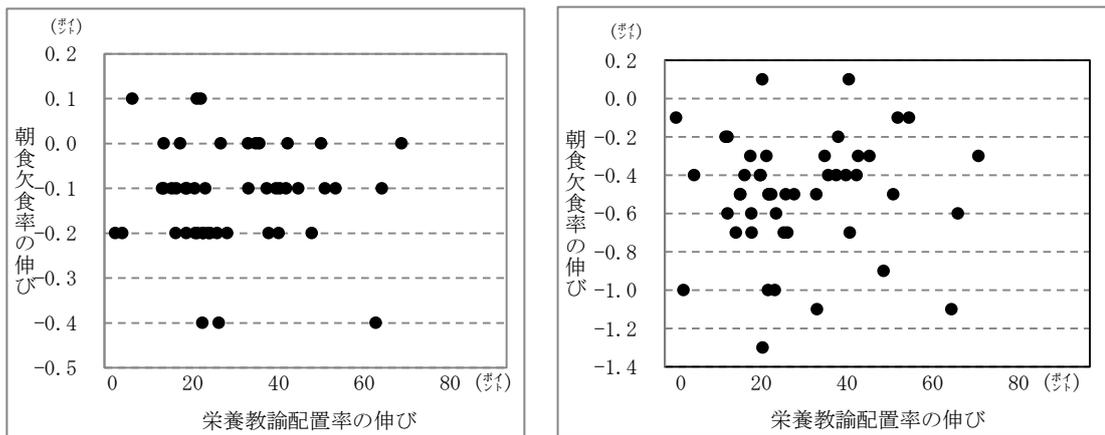
一方で、調査した公立小学校64校のうち、学校において食に関する指導を実施するに当たり苦勞している点として、i) 栄養教諭は共同調理場の給食管理を兼務しており、配置校への出勤は夕方になるため、午前中の授業を頼みにくい、ii) 栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務しているため、指導回数の確保が困難である等、栄養教諭に関する事項を挙げているものが21校(32.8%)みられた。

なお、栄養教諭の配置が進むことにより、学校において朝食摂取に係る指導が充実し、児童生徒の朝食欠食率の改善が期待されることから、図表3-(1)-⑥のとおり、平成19年度と25年度の栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。

図表 3-(1)-⑥ 栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びの散布図

○小学6年生 相関係数-0.006

○中学3年生 相関係数 0.05



(注) 全国学力・学習状況調査及び学校給食実施状況等調査の結果に基づき、当省が作成した。

(イ) 食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況

(要旨)

学校給食法第10条第1項では、学校における食育について、校長は、児童生徒に対する食に関する指導が効果的に行われるよう、食に関する指導の全体的な計画を作成するなど必要な措置を講ずるものとされている。

文部科学省の「食に関する指導の手引」（平成22年3月改訂。以下「食指導の手引」という。）では、学校ごとに食に関する指導に係る全体計画（以下「全体計画」という。）を作成し、栄養教諭等を中心に児童生徒に対する食に関する指導に取り組むこととされている。また、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することが求められているとしている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作成状況及び同計画の評価の状況は、以下のとおりである。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち1万8,592校（98.3%）が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち55校（88.7%）が、全体計画に沿った食に関する指導の進捗状況について、「計画どおり」又は「おおむね計画どおり」実施することができたとしている。
- ③ 同じく62公立小学校のうち17校（27.4%）は、全体計画に基づく食に関する指導の取組状況を評価していない。一方、評価している45校（72.6%）の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

a 制度の概要

学校給食法第10条第1項では、栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとされ、校長は当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ、食に関する指導の全体的な計画を作成するなど必要な措置を講ずるものとするとしている。

これを踏まえ文部科学省は、食指導の手引において、学校ごとに全体計画を作成し、栄養教諭等を中心に児童生徒に対する食に関する指導に取り組むこととし、全体計画の作成の必要性、全体計画に望まれる内容や作成手順、全体計画の作成例のほか、各教科等の時間や給食の時間にどのように指導を展開することが望まれるかなどを具体的に示している。

また、食指導の手引では、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することが求められているとしている。さらに、全体計画を評価するに当たり、その評価は、各教科等における個々の食に関する指導に対する評価ではなく、全体としての食育の推進体制等の評価となる必要があるとしている。

b 効果の把握結果

- ① 調査した27都道府県教育委員会のうち、平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会における全体計画の作成状況は、図表3-(1)-⑦のとおり、管内の1万8,911校のうち1万8,592校（98.3%）において全体計画が作成されている。

図表3-(1)-⑦ 全体計画の作成状況（平成25年度）

（単位：校、%）

区分	全学校数	作成学校数	作成割合
公立小学校	12,808	12,683	99.0
公立中学校	6,103	5,909	96.8
合計	18,911	18,592	98.3

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 平成25年度における管内の公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していなかったのは山形県教育委員会及び山口県教育委員会であり、その理由は、以下のとおりである。

i) 山形県教育委員会

平成22年度にほぼ全ての公立小中学校で作成されており、全体計画作成の意識が根付き、それ以降は毎年度作成されていると認識しているため。

ii) 山口県教育委員会

平成22年度に全ての公立小中学校で作成されており、全体計画作成の意識が根付き、それ以降は毎年度作成されていると認識しているため。

また、調査した64公立小学校のうち62校が、平成25年度において全体計画を作成している。未作成の2校は、その理由について、i) 教員に全体計画を作成するという意識がなかった、ii) 全体計画をいつまでに作成しなければならないか分からなかったとしている。

- ② 食指導の手引における全体計画の例では、各学校における食に関する指導の目標を定め、いつ、どの学年を対象に、どのような内容の指導を実施するのか等を記載することとなっており、全体計画に基づき、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要であるとされている。

全体計画を作成している62公立小学校における平成25年度の全体計画

に沿った食に関する指導の進捗状況を把握したところ、図表3-(1)-⑧のとおり、55校（88.7%）が「計画どおり」又は「おおむね計画どおり」実施することができたとしている。

図表3-(1)-⑧ 全体計画に沿った取組の進捗状況（平成25年度）

（単位：校、%）

区 分	計画どおり	おおむね 計画どおり	あまり できていない	全く できていない	合 計
作成校数	5	50	7	0	62
割合	8.1	80.6	11.3	0.0	100.0

（注）当省の調査結果による。

全体計画に沿った取組が「あまりできていない」と回答した7校は、その理由について、i) 全体計画に付随して作成する学年別の年間指導計画を作成していなかったため、ii) 在籍している栄養教諭が複数校を担当しており、指導時間や事前に学級担任と指導の打合せをする時間が確保できなかったため等としている。

- ③ 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち、全体計画に基づく食に関する指導の取組状況について評価していない小学校は、図表3-(1)-⑨のとおり、17校（27.4%）となっている。

図表 3-(1)-⑨ 全体計画に基づく食に関する指導の取組状況の評価の実施状況

（単位：校、%）

評価の実施状況	学校数（割合）
評価を実施している	45(72.6)
学校評価による評価を実施	10(16.1)
児童アンケート等による評価を実施（学校評価を除く。）	19(30.6)
市町村等が実施する児童アンケート等の結果を参考に評価を実施	4(6.5)
学校内の各部会等での教職員による定性的な評価を実施	12(19.4)
評価を実施していない	17(27.4)
合 計	62(100)

（注）当省の調査結果による。

全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況について評価していない17校では、その理由として、i) 時間に余裕がなく食に関する指導の実態を把握していないため、ii) 学校として成果を把握して評価をするといった考えに至っていないため、iii) どのような方法で評価すれば良いか分からないため等としている。

- ④ 全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況について評価している45校（72.6%）の中には、図表3-(1)-⑩のとおり、学校評価のアンケート調査等により全体計画に基づく取組の効果を定量的に把握して評価を行い、翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

図表 3-(1)-⑩ 全体計画に基づく取組に対する評価及びその結果の反映状況

<p>○ 新潟市立大形小学校（新潟県）</p> <p>全体計画に沿った食育に関する取組の成果を、原則として6月、9月及び1月の年3回実施する「みつばち元気アップ週間」に併せて行う全児童を対象としたアンケートにより把握している（同アンケート結果は、児童の保護者に対して公表）。</p> <p>また、同校では、アンケート結果を踏まえ、i）学校評価シートを使用した職員による評価を9月及び2月の年2回実施し、ii）「学校教育ビジョン「おおがたの教育」アンケート」を使用した保護者による評価を2月に実施している。</p> <p>さらに、これらのアンケート結果や職員等による評価結果等を元に、PDCAサイクルにより全体計画の評価を行い、次年度の全体計画又は年度途中に当該年度の全体計画に反映させている。</p> <p>次年度の全体計画への評価結果の反映に係る具体的な事例としては、平成24年度に「みつばち元気アップ週間」に併せて行った食事の内容に関するアンケートや児童の話から、98%の家庭で朝食習慣はあるが、家庭によっては1品のみなど食事内容に偏りがあることが分かったため、25年度から、朝食習慣定着とともに、バランスの良い食事の指導の働きかけ（野菜を1品追加運動）を行ったところ、個々の児童の状況から改善の傾向がみられたとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。

(ウ) 食生活学習教材の活用状況

(要旨)

文部科学省は、学校における食育の推進を通して、子どもに食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食を選択する能力を身に付けさせ、また、食を通じた地域の理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を図ることを目的として、平成16年度以降、毎年度「食生活学習教材」を作成し、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校(71.9%)、中学年は38校(59.4%)、高学年は39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

一方、食生活学習教材を活用していない小学校は、その理由として、学年の指導内容と食生活学習教材の内容が合致していないこと等を挙げている。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとされている。

a 食生活学習教材の概要等

文部科学省は、学校における食育の推進を通して、子どもに食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食を選択する能力を身に付けさせ、また、食を通じた地域の理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を図ることを目的として、平成16年度以降、毎年度「食生活学習教材」を作成している。

食生活学習教材は、小学校低学年から継続した食に関する指導が行えるよう、小学校低学年用、中学年用及び高学年用が作成され、毎年、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布(注)されるとともに、同省のホームページに掲載されている。

(注) 平成26年度は小学校1年生のみに冊子を配布している。

また、食生活学習教材については、平成25年度に文部科学省に設置された「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」の最終報告(平成25年12月)において、食生活学習教材の在り方を見直し、食育に関連する教科内容とつなげられるよう様々な専門家を加えた検討委員会を立ち上げ、食生活や栄養、食文化、健康と運動、食品ロス、日本の食糧生産(食料自給率)や食への感謝の心など、食育を多角的に捉えた幅広い内容からなる「食育の教科書」のような教材にする必要があるとされている。

これを踏まえ、文部科学省は、食生活学習教材について、平成28年度か

ら全国の小学校で使用することができるよう、27年度中に、学識経験者、栄養教諭等による検討委員会を立ち上げ、同教材の具体的な見直し作業を進めることとしている。

b 効果の把握結果

- ① 調査した64公立小学校における平成25年度の食生活学習教材の活用状況をみると、図表3-(1)-⑪のとおり、低学年では46校(71.9%)、中学年では38校(59.4%)、高学年では39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等において同教材を活用していた。

図表3-(1)-⑪ 公立小学校64校における食生活学習教材の活用状況

(単位：校、%)

区 分	各教科等や学校給食の時間等で活用している	児童に配布しているが活用していない	その他(活用の有無を把握していない等)	合 計
低学年用	46 (71.9)	14 (21.9)	4 (6.3)	64 (100)
中学年用	38 (59.4)	21 (32.8)	5 (7.8)	64 (100)
高学年用	39 (60.9)	22 (34.4)	3 (4.7)	64 (100)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ()内は割合を示す。なお、割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。

- ② 食生活学習教材を活用している小学校からは、とても分かりやすく、児童が興味を持つように作られているとの意見があり、特に、低学年用は、シールを貼りながら教えることができるため児童から好評であるとの意見がみられた。

一方、食生活学習教材の主な改善点として、i) 挿絵、図等を加工できるようにしてほしい、ii) 1ページ当たりの情報量が多い、iii) 2学年で1冊という構成は児童も飽きてしまい教員も使いにくいので、学年別に作成してほしい等の意見がみられた。

- ③ 食生活学習教材を活用していない小学校は、その理由として、i) 指導したい内容と食生活学習教材の内容が合致しなかったため(例えば、低学年用に掲載されている『おにぎりをつくろう!!』は、5年生の家庭科の授業で実施する内容)、ii) 地元の食材など地域の実情を反映し、家族のコメント欄による家庭との連携も可能な県教育委員会が作成した教材を活用しているため等としている。

イ 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

(要旨)

文部科学省は、平成21年度から25年度までの間に、栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施している。同事業は、i) 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を広く周知し、全国展開するための「地域食育推進事業」、ii) 食育推進の体制整備のため、退職した栄養教諭、学校栄養職員等の食育支援者を配置する「食育支援者派遣事業」の2事業で構成されている。

これらの事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会（27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会）のうち、27教育委員会（22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会）が事業を受託していた。事業を受託した27教育委員会の中には、事業の効果について、学校や地域における食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。

② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1都道府県教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。

なお、両事業は、文部科学省の「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」で、地域によっては取組が総花的、具体的な数値目標がなく成果が分かりにくい等と指摘されたことを受け、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(7) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の概要

栄養教諭を中核とした食育推進事業は、i) 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を広く周知し、全国で展開するための地域食育推進事業、ii) 食育推進の体制整備のため、退職した栄養教諭、学校栄養職員等の食育支援者を配置する食育支援者派遣事業の2事業で構成されている。

(イ) 地域食育推進事業

a 事業の概要

地域食育推進事業は、栄養教諭の食育推進の取組を支援することにより児童生徒に効果的な食に関する指導を実施することで、子どもの健康の保持増進をはじめとする食育の一層の充実を図るとともに、事業の実績を栄養教諭配置の成果の一つとして広く周知することにより、栄養教諭の更なる配置の拡大につなげることを図ることを目的とした委託事業である。

同事業は、平成21年度から25年度までの5年間実施されており、教育委員会が実施主体となり、原則として1市区町村の全地域又はその一部を推進地域に選定し、栄養教諭が中核となり、学校における食育を推進する上で課題となっているテーマを抽出の上、課題を解決するための実践的な取組を行うとされている。

平成23年度から25年度における地域食育推進事業の受託教育委員会数及び執行額の推移は、図表3-(1)-⑫のとおりであり、25年度においては受託教育委員会数及び執行額ともに減少している。

図表3-(1)-⑫ 地域食育推進事業の受託教育委員会数及び執行額の推移

(単位：教育委員会、万円)

区 分	平成23年度	24	25
受託教育委員会数	40	44	33
執 行 額	4,024	4,272	3,407
1教育委員会当たりの平均執行額	101	97	103

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した93教育委員会（27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会）のうち、平成23年度から25年度までの3年間に地域食育推進事業を受託したのは、27教育委員会（22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会）となっている。

平成25年度に受託した教育委員会における事業内容を例示すると、図表3-(1)-⑬のとおり、食に関する指導に係る全体計画の見直し・作成、栄養教諭を中心とした食に関する指導の実施等となっている。

図表 3-(1)-⑬ 地域食育推進事業の事業内容（平成 25 年度）

<p>【北海道教育委員会（再委託先：浦河町）の取組内容】</p> <p>① 取組内容</p> <p>i) 教育課程と食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の見直し、作成</p> <p>ii) 教科等における食に関する指導の充実（食生活学習教材を活用し、「元気な毎日と食べ物」をテーマに学級担任と栄養教諭が朝食に関する指導を実施）</p> <p>iii) 家庭、PTAと連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「朝ご飯を食べようカレンダー」の配布 ・ 町広報誌を活用した朝食メニューの掲載（6,100部） ・ 親子料理教室の開催（11月、実践中心校の小学5年生とその保護者が参加） ・ 食育講演会の開催（1月、町民約120名が参加） <p>iv) 児童生徒・保護者に対するアンケート調査及び給食残食量調査の実施</p> <p>② 取組の効果</p> <p>朝食の摂取頻度及び給食残食率が改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学5年生の朝食の摂取頻度

「毎日」 平成25年10月：89% → 26年1月：91%

・ 給食残食率

区 分	平成25年11月	26年2月
実践中心校	22.8%	21.6%
協力校	30.1%	25.5%

(注)1 文部科学省の公表資料及び当省の調査結果による。

2 本表には、調査した教育委員会において、平成25年度の地域食育推進事業の事業執行額が最多の北海道教育委員会の事業内容（再委託先の浦河町）を例示した。

地域食育推進事業の効果について、事業を受託した27教育委員会からは、「校内体制や地域との連携体制が整い、推進地域の学校での食育の取組が広がり、地場産物を取り入れやすくなったなどの効果が事業終了後も継続しており、栄養教諭を中心とした食育の推進体制づくりに特に大きな成果がみられた。」など、学校や地域における食育に関する連携体制が整備されたといった意見がみられた。

また、27都道府県教育委員会の中には、定量的な効果として、推進地域において、「朝食を食べる子どもの増加」（13教育委員会（48.1%））、「学校給食における地場産物の活用割合（回数）の増加」（10教育委員会（37.0%））等がみられたとしているところもあった。

(ウ) 食育支援者派遣事業

a 事業の概要

食育支援者派遣事業は、経験の浅い栄養教諭に対し、経験が豊富な食育支援者を派遣することにより、これらの栄養教諭の負担軽減と学校における食育推進体制の早期確立を図ることを目的とした事業である。

同事業は、平成22年度から25年度までの4年間実施されており、22年度は都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会が、23年度から25年度までは都道府県教育委員会が実施主体となっている。

事業を実施する教育委員会は、本事業を円滑に実施することができるよう、学校関係者、教育委員会担当者、学識経験者等で構成される検討委員会を設置し、食育支援者として選定・委嘱した退職栄養教諭、退職学校栄養職員等を、新規学卒者で採用され、採用後1年を経過した経験の浅い栄養教諭が勤務する学校又は共同調理場に派遣し、その職務について支援・助言を行うこととされている。

平成23年度から25年度までの食育支援者派遣事業の実施教育委員会数及び執行額は、図表3-(1)-⑭のとおり、年間10教育委員会前後が事業を実施し、執行額は1,200万円から1,600万円程度となっている。

図表3-(1)-⑭ 食育支援者派遣事業の実施教育委員会数及び執行額の推移 (単位：教育委員会、万円)

区 分	平成23年度	24	25
実施教育委員会数	9	10	11
執行額	1,220	1,558	1,378
1 教育委員会当たりの平均執行額	136	156	125

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県教育委員会のうち、平成23年度から25年度までの3年間に事業を実施しているのは、10都道府県教育委員会となっている。

事業を実施した10都道府県教育委員会における食育支援者の派遣状況は、図表3-(1)-⑮のとおりであり、派遣された食育支援者は合計125人、派遣された小中学校等は合計149校であり、1都道府県当たりの食育支援者数は4.6人、派遣された小中学校等は5.5校となっている。

例えば、平成25年度において滋賀県教育委員会から派遣された食育支援者の取組状況をみると、小学校（共同調理場を含む。）1校に派遣され、延べ16日間活動し、学校給食の充実と食に関する指導、アレルギーなど児童生徒への個別的な相談指導、学校給食の献立作成、調理等、学校給食の衛生管理及び関係機関との連携方法に関する支援・助言を行ったとしている。

図表 3-(1)-⑮ 10 都道府県教育委員会における食育支援者派遣事業の食育支援者の派遣状況 (単位：件、人、校)

区 分	平成23年度	24	25	合計
都道府県教育委員会事業実施件数	8	9	10	27
派遣された食育支援者数	37	45	43	125
1 都道府県当たりの食育支援者数	4.6	5	4.3	4.6
派遣された小中学校等数	43	50	56	149
1 都道府県当たりの小中学校等数	5.4	5.6	5.6	5.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数年度にわたって本事業を実施した都道府県教育委員会があるため、事業実施件数の合計は延べ数である。

また、調査した10都道府県教育委員会からは、事業の効果について、校内や地域に相談・助言を受ける同僚の教員がいないなど、経験の浅い栄養教諭に対して状況に応じた指導・助言ができるため、大変効果的な事業であったなど、栄養教諭の資質向上に効果があったと評価する意見がみられた。

なお、調査した10都道府県教育委員会のうち、滋賀県教育委員会では、同事業を活用し食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合を把握しており、その割合は、平成22年6月の7.7%から23年6月には20.8%に増加している。

(I) 文部科学省における栄養教諭を中核とした食育推進事業の見直し

栄養教諭を中核とした食育推進事業は、平成25年度に文部科学省に設置された「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」において、『『栄養教諭を中核とした食育推進事業』等により各地で食育の取組が広がっているものの、地域によっては取組が総花的になっていたり、食育に取り組んだ成果を示す具体的な数値目標がないため成果がわかりにくかったりすることなどが課題となっている。さらに、文部科学省、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会の役割分担が不明確であることや、食とスポーツ、食と健康、食と学力などテーマを絞った事業展開を構想する必要があることなども課題である。』（平成25年7月今後の学校における食育の在り方について（中間まとめ））とされたこと等を受け、25年度で事業を終了し、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

スーパー食育スクール事業は、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら、予め具体的なテーマや目標を設定した上で、大学、企業、行政機関（農林、保険部局）、生産者等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、食育の一層の充実を図ることを目的としている。また、受託希望団体が提出する事業計画書には、客観的な評価分析ができるよう可能な限り数字を用いた事業目標、事業における取組の評価指標及び評価方法を記載することとされている。

ウ 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況 (要旨)

文部科学省は、学校給食における地場産物の活用促進事業（以下「地場産物活用促進事業」という。）及び学校給食における地場産物に関する食育教材開発事業（以下「食育教材開発事業」という。）を実施している。

これらの事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、平成23年度から25年度までの間に、調査した27都道府県学校給食会のうち5都道府県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテスト、学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施している。学校給食における地場産物の活用については、食材の安定供給が課題とされており、それに取り組んでいる県が1県みられた。
- ② 食育教材開発事業については、調査した27都道府県教育委員会のうち兵庫県教育委員会が平成25年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材（CD-ROM）を作成し、全公立学校、栄養教諭等に配布している。
なお、両事業は、平成26年行政事業レビューの結果を踏まえ、より効果の高い事業に再構築するため、25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(7) 地場産物活用促進事業

a 事業の概要

地場産物活用促進事業は、各地域の学校給食において地場産物の活用促進につながる事業を実施することを目的とする委託事業である。

地場産物活用促進事業は、平成23年度から25年度までの3年間実施されており、i) 学校給食のメニュー開発コンテストの開催、ii) 学校給食調理員を対象とした調理講習会の開催、iii) 地場産物の活用促進につながる取組の実施、iv) 事例集の作成、情報発信等が行われている。

3年間に事業を受託した団体は全て都道府県学校給食会であり、受託学校給食会数及び執行額は、図表3-(1)-⑯のとおり、年々減少している。

図表3-(1)-⑯ 地場産物活用促進事業の受託学校給食会数及び
執行額の推移 (単位：団体、万円)

区 分	平成23年度	24	25
受託学校給食会数	7	6	3
執 行 額	888	787	512
1 受託団体当たりの平均執行額	127	131	171

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県学校給食会のうち、平成23年度から25年度までの3年間に地場産物活用促進事業を受託しているのは、5都道府県学校給食会（岩手県、長野県、愛知県、福井県及び鳥取県）となっている。

平成25年度に地場産物活用促進事業を実施した福井県学校給食会及び長野県学校給食会の主な事業内容等を例示すると、図表3-(1)-⑰のとおり、学校給食のメニュー開発コンテストの開催等となっている。

図表 3-(1)-⑰ 平成 25 年度に実施された地場産物活用促進事業の
主な事業内容等

学校給食会名	執行額 (万円)	主な事業内容
福井県学校給食会	135	① 学校給食のメニュー開発コンテストの開催 (参加チーム数：10 チーム) ② 学校給食調理員を対象とした調理講習会の開催 (県内各市町から調理従事員2～3名が参加し18 献立発表) ③ 地場産物を活用した加工品の開発 (4 品を開発) ④ 福井県学校給食展 (平成 25 年 11 月 16 日、26 年 1 月 20 日～23 日開催) ⑤ レシピ集の作成等
長野県学校給食会	179	① 学校給食に地場産物を活用した献立コンクールの開催 (応募件数：87 件) ② 学校給食に地場産物を活用した調理講習会の開催 (参加者数：41 名) ③ 献立レシピ集の発行等

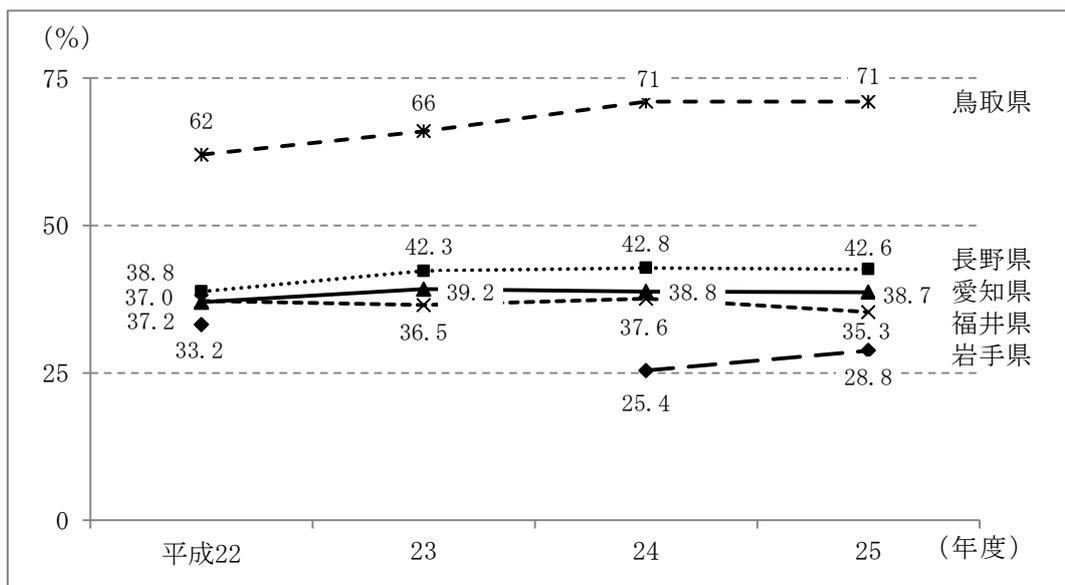
(注) 当省の調査結果による。

また、事業を受託した5都道府県学校給食会の中からは、「学校給食に地場産物を活用した調理講習会の受講者から『地元の食材を大切に作る心を教えていただきました。』『必ず持ち帰って自分の地域に生かします。』等の声が寄せられた」とするなど、本事業により学校給食関係者の地場産物活用に対する意識啓発につながったと評価

する意見もみられた。

一方、これら5都道府県学校給食会が所在している都道府県の平成22年度から25年度の間、学校給食における地場産物の活用割合の推移は、図表3-(1)-⑱のとおり、鳥取県は増加傾向にあるものの、他の4県はほぼ横ばいとなっている。

図表 3-(1)-⑱ 5 都道府県学校給食会が所在している都道府県の学校給食における地場産物の活用割合の推移



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各都道府県で把握方法が異なっており、岩手県、長野県及び愛知県は品目ベース、福井県及び鳥取県は重量ベースによる学校給食における地場産物の活用割合である。
 3 岩手県は、平成23年度は調査を実施していない。

さらに、平成24年度において、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が281市町村を対象に実施した地産地消活動に関するアンケート調査では、学校給食における地場産物の活用に関する課題として最も回答が多かったのは「供給量の確保」(89.5%)であり、供給量を確保するための供給体制の構築や調整役が必要となっている状況がみられると分析している。

なお、地場産物活用促進事業を受託した5都道府県学校給食会のうち、鳥取県学校給食会では、平成23年度及び24年度において、学校給食への食材の安定供給に関する取組（地場産物納品に向けた生産者及び加工業者の協議）を実施していた。

(イ) 食育教材開発事業

a 事業の概要

食育教材開発事業は、学級担任や栄養教諭等が、給食の時間や教科指導等において、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材の開発を行うことにより、食育の推進を図ることを目的とする委託事業である。

食育教材開発事業は、都道府県教育委員会が実施主体となり、学校給食で使用する地場産物に関し、教育委員会、学校関係者、地域の生産者団体や流通業者などの協力を得て、地域の伝統的な食文化や食料の生産、流通及び消費などと関連付けた指導用教材の開発を行うとともに、学級担任や栄養教諭等に対し、開発した指導用教材を活用した効果的な指導方法に関する研修や研究授業等を実施することとされている。

食育教材開発事業は、平成25年度の1年間のみ実施されており、2都道府県教育委員会（茨城県教育委員会及び兵庫県教育委員会）が受託し、その執行額の合計は、178万円となっている。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県教育委員会のうち、平成25年度に食育教材開発事業を実施したのは、兵庫県教育委員会のみであり、その執行額は119万円となっている。同教育委員会では、給食の時間や教科等の指導の中で、学校給食での地場産物の活用に対する意識の向上につながるデジタル教材を開発し、各学校での地場産物に対する理解を促進するため、食育教材開発事業を受託したとしている。

同教育委員会における具体的な取組は、i) 教材開発に向けた学校関係者等で構成される検討会の開催、ii) 教材の内容や教材作成後の活用研修会等についての検討、iii) 地場産物52品目ごとに説明文や写真を掲載したCD-ROM（「ひょうごの食べ物資料集」）を3,000枚作成し、平成26年度に県内の全公立学校1,164校（高等学校は除く。）に各校2枚ずつ、栄養教諭等410人に1枚ずつ配布（当該CD-ROMには、各教科等の時間に活用することができるようワークシート等が併せて掲載）、iv) 有識者を交えた当該CD-ROMを用いた指導内容の研修会や研究授業の開催となっている。

また、同教育委員会では、「教材を作成し、教材活用研修会を開催することで、教材作成のねらいや学校給食を活用した食育授業の必要性について教員等の理解が深まった。」と評価しつつも、「教材を地場産物活用につなげるため、今後は活用事例の収集と情報発信を行うことが必要である。」として、平成27年度に教材の活用状況を把

握することとしている。

一方、食育教材開発事業を実施しなかった26都道府県教育委員会からその理由を把握したところ、図表3-(1)-⑱のとおり、類似の事業を都道府県独自に実施しているなど、食育教材開発事業を受託する必要性がなかったとしているものが18都道府県教育委員会(69.2%)みられた。

図表 3-(1)-⑱ 都道府県教育委員会が食育教材開発事業を実施しなかった理由 (単位：都道府県教育委員会、%)

実施しなかった理由	都道府県教育委員会数
類似の事業を独自に実施しているなど必要性がなかった	18(69.2)
食育教材開発事業の存在を知らなかった	4(15.4)
「栄養教諭を中核とした食育推進事業」など他の文部科学省の事業を実施している(実施する予定)	2(7.7)
その他	3(11.5)
調査対象教育委員会数	26(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答があるため、それぞれの理由の都道府県教育委員会数(割合)の合計は、26(100)にはならない。

(ウ) 文部科学省における地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業の見直し

地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業については、文部科学省が実施した平成26年行政事業レビューにおいて、外部有識者から「事業目的は明確であるが、事業の成果をより適切に測定するための指標の設定やその把握方法について工夫すべき。また、本事業によって得られた成果や課題について検証し、今後の施策に反映すべき」とされており、行政事業レビュー推進チームの所見は「事業内容の一部改善」とされている。これらを踏まえ、文部科学省は、より効果の高い事業に再構築するため、平成25年度で地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業を廃止し、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合している。

(2) 健全な食生活実現のための取組の状況

(要旨)

(内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成27年度までに50%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること（単一回答）になっている。

(糖尿病予防戦略事業)

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業を推進し、運動施設を利用した肥満予防のための体験機会の提供、民間企業と連携したメニュー改善、親子ワークショップ等を実施している。同省は、この事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があつたと評価している。

一方、調査した27都道府県及び72市区町村のうち、平成23年度から25年度までの間に糖尿病予防戦略事業を実施していた13都道府県及び6市区町村（以下「19都道府県等」という。）では、事業報告書が確認できた104事業メニューのうち、プロセス評価の実施が77事業メニュー（74.0%）、アウトカム評価の実施が4事業メニュー（3.8%）と不徹底となっているが、1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模である。

(8020運動推進特別事業)

第2次基本計画は、「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」（平成27年度までに80%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに69.4%から74.2%の間で推移している。

厚生労働省は、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、歯科疾患予防等の歯の健康を保持するための8020運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、「80歳で20本以上の歯を有している人の割合」（6年ごとの調査）を指標として測ってお

り、平成17年度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、1都道府県当たりの平均執行額は約368万円（食育に係る事業規模は不明）である。

（「食事バランスガイド」等各種指針）

第2次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」（平成27年度までに60%以上）を目標としており、その達成状況は、21年度から26年度までに50.2%から57.8%の間で推移している。

厚生労働省は、国民の健全な食生活を実現することを目的として、「食事バランスガイド」等の各種指針を作成しており、上記の目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

一方、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成20年度の70.3%が、25年度には55.6%に低下している。

ア 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成27年度までに50%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標については、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、適切な食事のほか、運動等の実践を含んでいる。その達成状況を測るアンケート調査（食育に関する意識調査（内閣府））においても、図表3-(2)-①のとおり、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のため、「①適切な食事」のみならず、「②定期的な運動」及び「③週に複数回の体重計測」を含めた3つの選択肢から一つを選択すること（①～③について重複して実践している場合は、実践期間が一番長いものとして単一回答）になっている。

図表3-(2)-① 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合を測定する設問等

- 平成25年度食育に関する意識調査（内閣府）
母集団：全国20歳以上男女、標本数：3,000人、抽出法：層化2段無作為抽出
調査員調査
- 設問
あなたは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のために、①

適切な食事、②定期的な運動、③週に複数回の体重計測、のいずれかを実践していますか。この中から1つ選んでください。【調査員注意：①～③について重複して実践している場合は、実践期間が一番長いものについて回答してもらうこと】

- (ア) 実践して、半年以上継続している
- (イ) 実践しているが、半年未満である
- (ウ) 時々気をつけているが、継続的ではない
- (エ) 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
- (オ) 現在していないし、しようとも思わない

○ 集計

(ア) 実践して、半年以上継続しているに回答した人を該当者として集計

(注) 食育に関する意識調査（内閣府）等に基づき当省が作成した。

イ 糖尿病予防戦略事業

(7) 制度の概要

厚生労働省は、糖尿病の発病を予防するため、生活習慣の改善、適切な食生活や適度な運動習慣等に結びつく環境の整備を目的とした「糖尿病予防戦略事業」を推進している。

具体的には、20歳から30歳代を中心とした肥満予防に関する事業として、運動施設を利用した肥満予防・改善のための体験機会の提供、民間企業と連携したメニュー改善に向けた取組等を行っている。また、壮年期以降の糖尿病予防対策事業として、親子ワークショップ・講演会等の開催、民間企業・商店街等と連携した糖尿病予防対策等を行っている。

平成23年度から25年度における事業の実施状況は、図表3-(2)-②のとおり、実施件数及び交付金額とも増加している。平成25年度の1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は、195万円と少規模である。

図表3-(2)-② 糖尿病予防戦略事業の実施都道府県数等

(単位：都道府県、市区町村、千円)

区 分	平成23年度	24	25
実施都道府県数 (交付決定額)	21 (22,764)	24 (26,821)	24 (26,536)
実施市区町村数 (交付決定額)	13 (9,499)	17 (10,953)	22 (18,365)
合 計	34 (32,263)	41 (37,774)	46 (44,901)
1都道府県又は市区町村 当たりの交付金額	949	921	976
1都道府県又は市区町村 当たりの事業予算額	1,898	1,843	1,952

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額」は、国庫補助率が2分の1のため、「(1都道府県又は市区町村当たりの交付金額) × 2」として算出した。

(イ) 効果の把握結果

平成23年度から25年度までの間に糖尿病予防戦略事業を実施していた19都

道府県等のうち、平成25年度に実施された事業の内容を例示すると、図表3-(2)-③のとおり、個別健康相談会の実施等となっている。

図表 3-(2)-③ 平成 25 年度における糖尿病予防戦略事業の主な事業内容と効果

都道府県等名	予算(千円) (うち、国費)	主な事業内容	事業効果
福岡市	10,806 (5,403)	市の健康診断において生活習慣の改善が必要とされた者に対する栄養指導等 内容とする個別健康相談会（ヘルシー スクール）の実施等 ・ ヘルシースクール開設数：7 保健所 ×12回=84回 ・ ヘルシースクール受講者数：346人	生活習慣病の改善が必要とされた市民の生活習慣の改善につながった。
墨田区	156 (78)	糖尿病予備群及び糖尿病の疑いのある区民を対象とした糖尿病の正しい知識及び食生活改善の必要性に関する講演会の開催等 ・ 講演会開催回数:1回、対象者:40名	(文書保存期間経過のため事業実施報告書しか確認できず、効果は把握できなかった。)

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表には、平成 25 年度の糖尿病予防戦略の事業予算額が最多及び最少のものを記載した。

厚生労働省は、平成26年度行政事業レビューにおいて、糖尿病予防戦略事業を含む健康的な生活習慣づくり重点化事業の成果指標として、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を用いて評価を行っている。その結果は、平成23年度は目標値27.5%以下に対して実績値27.1%、24年度は目標値27.1%以下に対して実績値24.1%となっており、いずれも目標を達成しているため、事業の効果はあったと評価している。

一方、糖尿病予防戦略事業の実施要綱（「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」）では、事業を円滑に実施するために委員会等を設置し、事業の企画・運営・評価を行い、その上で事業報告書を作成することとされている。

事業の評価は、プロセス評価とアウトカム評価の双方を行う必要があるが、プロセス評価については、例えば、糖尿病を予防するための講習会を開催する事業の場合、講習会の参加率や参加者の理解度等を把握することとなっている。

また、アウトカム評価については、プログラム実施後、最終的に狙った目標がどの程度達成されたかを評価するため、例えば、複数回にわたって開催された講習会の場合、初回と最終回の食事内容の変化等を把握することになっている。

事業を実施していた19都道府県等においては、平成23年度から25年度までの

間に、51件の事業が実施されており、そのうち、事業報告書が確認できた36件の104事業メニューのうち、プロセス評価が実施されていたのは77事業メニュー（74.0%）、アウトカム評価が実施されていたのは4事業メニュー（3.8%）となっている。

ウ 8020 運動推進特別事業

(7) 制度の概要

第2次基本計画は、「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」（平成27年度までに80%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに69.4%から74.2%の間で推移している。

厚生労働省は、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、歯科疾患予防等の歯の健康を保持するための「8020運動推進特別事業」を実施している。

平成23年度から25年度における事業の実施状況は、図表3-(2)-④のとおり、全都道府県で実施されており、1都道府県当たりの平均執行額は368万円である（食育に係る事業規模は不明）。

図表 3-(2)-④ 8020 運動推進特別事業の実施都道府県及び執行額

（単位：都道府県、百万円）

区 分	平成 23 年度	24	25
実施都道府県数	47	47	47
執 行 額	375	196	173
1 都道府県当たりの平均執行額	7.98	4.17	3.68

(注)1 当省の調査による。

2 「1 都道府県当たりの執行額」は「執行額」を「実施都道府県数」で除して算出した。

(4) 効果の把握結果

調査した27都道府県のうち、平成23年度から25年度までの間に「地域における食育に関する事業」（注）を実施したものは13都道府県となっている。

(注) 平成21年度から24年度までの実施要綱には、食育に関する事業メニューが明示されていないため、都道府県が食育に関連すると判断した事業を「食育に関する事業」とすることとした。25年度については、実施要綱の「カ 地域における食育に関する事業」を対象とした。

このうち、平成25年度に実施された事業の内容を例示すると、図表3-(2)-⑤のとおりであり、高齢者施設利用者の口腔ケア、食生活改善推進員を対象とした研修会等となっている。

図表 3-(2)-⑤ 平成 25 年度における「地域における食育に関する事業」の
主な事業内容及び事業効果

都道府県	事業費 (千円)	主な事業内容	事業効果
岩手県	2,348	○ 健康いわて 21 プラン口腔保健領域重点化事業 高齢者施設利用者の口腔ケア及び施設職員への指導の実施（延べ 15 回、延べ 172 人に実施）等	高齢者、要介護者等の歯科保健状況の改善、施設職員の資質向上等が図られた。
新潟県	43	○ 地域食育歯ッピースマイル事業 食習慣と口腔機能等の関わりを内容とする食生活改善推進員を対象とした研修会の実施（参加者 95 人）	家庭、地域等へ普及するための多方面からのアプローチの可能性の向上につながった。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表には、平成 25 年度に事業を実施した 9 都道府県における、実施要綱の「地域における食育に関する事業」の事業費が最多及び最少のものを例示した。

厚生労働省は、平成 26 年度行政事業レビューにおいて、8020 運動推進特別事業の成果指標として、「80 歳で 20 本以上の歯を有している人の割合」（6 年ごとの調査）を用いて評価を行っている。その結果は、平成 17 年度の 20% が 23 年度は 40% となっているため、事業に一定の効果はあったと評価している。

しかし、研修会を主体とする事業内容や 1 都道府県当たりの平均執行額は 368 万円であるが、実施要綱上、食育に関連する事業メニューを含めた複数の事業メニューがあることから、事業実施主体は複数の事業を実施しているため、食育に係る事業規模は不明である。

エ 「食事バランスガイド」等各種指針

第 2 次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」（平成 27 年度までに 60% 以上）を目標としており、その達成状況は、21 年度から 26 年度までに 50.2% から 57.8% の間で推移している。

厚生労働省は、国民の健全な食生活を実現することを目的として、「食事バランスガイド」等の各種指針を作成しており、上記目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の各種指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

(7) 各種指針等の概要

a 食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、国民の健康作りを目的とし、1 日に何をどれだけ食べたらよいかの目安をイラストで示しているもので、厚生労働省及び農林水産省が共同で平成 17 年 6 月に作成し、両省のホームページに公表している。

b 日本人の食事摂取基準（2010年版）

「日本人の食事摂取基準（2010年版）」は、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とするもので、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示している。同基準は、保健所の栄養士等の専門家が栄養指導等を行う上での基礎データとして、厚生労働省が平成21年5月に作成し、ホームページに公表している。

c 妊産婦のための食生活指針

「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現を目的とするもので、何をどれだけどのように食べたらよいかを分かりやすく伝えるための指針を示すとともに、肥満や低体重（やせ）といった妊婦個々の体格に応じて適切な体重増加量が確保されるよう、その目安を示している。同指針は、保健医療従事者等が活用するものとして、厚生労働省が平成18年2月に作成し、ホームページに公表している。

d 授乳・離乳の支援ガイド

「授乳・離乳の支援ガイド」は、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者が、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有化し、授乳・離乳の支援を進めることを目的とするもので、授乳・離乳支援のポイント等を示している。同ガイドは、保健医療従事者等が活用するものとして、厚生労働省が平成19年3月に作成し、ホームページに公表している。

e 児童福祉施設における食事の提供ガイド

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」は、子どもの健やかな発育・発達を支援することを目的とするもので、児童福祉施設における食事の提供、栄養管理を実践するに当たっての考え方等を示している。同ガイドは、給食実務の担当者等が活用するものとして、厚生労働省が平成22年3月に作成し、ホームページに公表している。

f 保育所における食事の提供ガイドライン

「保育所における食事の提供ガイドライン」は、子どもの心身の健やかな成長及び保育の質の向上を目的とするもので、保育所における食事の提供の具体的なあり方等を示している。同ガイドラインは、保育所職員等が活用するものとして、厚生労働省が平成24年3月に作成し、ホームページに公表している。

(4) 食事バランスガイドの活用状況等

農林水産省が把握している食事バランスガイドの認知度及び参考度をみると、図表3-(2)-⑥のとおり、認知度は、平成20年度の70.3%をピークに減少傾向にあり、25年度は55.6%となっている。参考度についても同様であり、21年度の77.7%をピークに減少傾向にあり、25年度は59.5%となっている。

図表 3-(2)-⑥ 食事バランスガイドの認知度及び参考度の推移

(単位：%)

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25
認知度	70.3	56.7	60.4	61.0	61.0	55.6
参考度	69.8	77.7	66.3	61.4	65.9	59.5

(注) 1 農林水産省が実施している「「食事バランスガイド」認知度及び参考度に関する全国調査」(平成 20～22 年度)及び「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(平成 23～25 年度)に基づき当省が作成した。

2 認知度は、「内容を含め知っている」又は「名前程度は聞いたことがある」と回答した合計である。

3 参考度は、食事バランスガイドを「内容も含めて知っている」と回答した者が「いつも参考になっている」、「時々参考になっている」又は「たまに参考になっている」と回答した合計である。

厚生労働省及び農林水産省では、食事バランスガイドの認知度及び参考度の低下について、予算の制約などから、情報発信の中核媒体を紙からホームページに変えたことが一因であるとし、引き続き認知度及び参考度の向上に向け努力したいとしている。

(ウ) 効果の把握結果

食事バランスガイド等の周知状況及び研修教材としての活用状況を把握した結果は、以下のとおりである。

a 食事バランスガイド

調査した 27 都道府県及び 72 市区町村では、1 市区町村を除き、野菜摂取キャンペーンにおける住民への配布等により、食事バランスガイドを周知・活用している。

b 日本人の食事摂取基準等

平成 21 年度から 25 年度までの間における、調査した 27 都道府県及び 72 市区町村の「日本人の食事摂取基準」、「妊産婦のための食生活指針」、「授乳・離乳の支援ガイド」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」及び「保育所における食事の提供ガイドライン」の周知・活用状況は、図表 3-(2)-⑦のとおりである。

これらの指針等は、保健所栄養士、保健医療従事者等の専門家の活用を想定した資料である。

図表 3-(2)-⑦ 日本人の食事摂取基準等を周知・活用している都道府県数
及び市区町村数 (単位：都道府県、市町村、%)

区 分	周知・活用している 都道府県数	周知・活用している 市区町村数
日本人の食事摂取基準	24 (88.9)	56 (77.8)
妊産婦のための食生活指針	8 (29.6)	60 (83.3)
授乳・離乳の支援ガイド	11 (40.7)	70 (97.2)
児童福祉施設における食事の提供ガイド	15 (55.6)	47 (65.3)
保育所における食事の提供ガイドライン	16 (59.3)	51 (70.8)
調査対象都道府県・市区町村数	27	72

(注) 当省の調査結果による。

また、平成21年度から25年度までの間に、調査した63保育所において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を活用しているところは25保育所(39.7%)、「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用しているところは33保育所(52.4%)となっている。

なお、これらの指針を活用していない保育所の中には、市区町村等が独自に作成した食事の提供ガイドを活用しているところもみられた。

(3) 農林漁業体験促進のための取組の状況

(要旨)

(農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることが目標とされている。)

調査した27都道府県のうち、この目標と同じ目標を都道府県食育推進計画に設定しているものは5都道府県(18.5%)、類似の目標を設定しているものは10都道府県(37.0%)、この目標を取り入れていないものは12都道府県(44.4%)となっており、都道府県との連携が必ずしも十分に図られていない中でも目標が達成されている。

この目標の達成状況は、農林水産省が20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。

(農林漁業体験を促進するための取組)

調査した7地方農政局等(沖縄総合事務局を除く。以下同じ。)における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(以下「活性化プロジェクト交付金」という。)により実施されている「地域間交流拠点の整備」の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備が事業として実施されている。
- ② 都市農村共生・対流総合対策交付金(以下「共生・対流交付金」という。)等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までの間に155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活等の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

ア 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることが目標とされている。)

調査した27都道府県のうち、この目標と同じ目標を都道府県食育推進計画に設定しているものは5都道府県（18.5%）、類似の目標を設定しているものは10都道府県（37.0%）、この目標を取り入れていないものは12都道府県（44.4%）となっており（前述第3の1の(2)参照）、都道府県との連携が必ずしも十分に図られていない中でも目標が達成されている。

この目標の達成状況は、20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査（食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省））により測っているが、同調査において農林漁業体験の経験の設問には、図表3-(3)-①のとおり、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。

図表3-(3)-① 農林漁業体験を経験した国民の割合を測定する設問等

○	平成 25 年度食生活及び農林漁業体験に関する調査（農林水産省） 調査対象：東京・近畿圏、地方圏に居住する20～69歳男女、標本数：4,000人 調査方法：郵送配布、郵送回収
○	設問 これまで、あなたまたはあなたの家族の中で農林漁業体験に参加したことがある人はいますか。 1. いる 2. いない
○	集計 「1. いる」に回答した人を該当者として集計

(注) 1 「食生活及び農林漁業体験に関する調査」等に基づき当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

イ 農林漁業体験を促進するための取組

(7) 活性化プロジェクト交付金

a 制度の概要

活性化プロジェクト交付金は、その実施要綱において、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るために交付されるものとされ、第2次基本計画の指標の一つである「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」に関連するのは、「地域間交流拠点の整備」事業メニューの「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」である。

平成23年度から25年度における活性化プロジェクト交付金のうち、「地域間交流拠点の整備」事業メニューの「農林漁業・農山漁村体験施設」の整備及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備に係る交付実績は、図表3-(3)-②のとおり、各年度10件前後、延べ33件（複数年度にわたって実施する事業のうち、23年度から25年度までの間に1年でも事業を実施したものが含まれるので、実件数は20件となる。）、交付額は年間約9億円から12億円となっている。

図表 3-(3)-② 活性化プロジェクト交付金における農林漁業体験施設の
整備等事業への交付実績 (単位: 件、万円)

区 分	平成 23 年度	24	25
交付件数	11	9	13
交 付 額	121,480	109,243	90,653

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年度から25年度の間複数年にわたって交付を受けたものがあるため、実交付件数は20件である。

平成23年度から25年度までの間に活性化プロジェクト交付金の交付を受けて、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」を整備した事業の実施主体は市町村や農林漁業者等が組織する団体等で、事業内容は宿泊体験活動受入施設や農林漁業体験施設等の整備等となっている。

活性化プロジェクト交付金について、農林水産省では、平成26年行政事業レビューにおいて、本交付金の対象事業により整備された施設は、活性化計画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項の活性化計画をいう。)に掲げる目標達成に向けて十分活用されており、農山漁村における定住・交流人口等の向上に寄与している等として、引き続き適切な事業執行に努めることとしている。

b 効果の把握結果

活性化プロジェクト交付金の実施要綱では、活性化計画が終了する年度の翌年度に事後評価を行うこととされており、調査した7地方農政局等の管内において、事後評価まで至った「きよさと地区活性化計画」及び「由比地区活性化計画」については、図表3-(3)-③のとおり、事業により整備された施設の利用者数は、1万8,874人と3,122人となっている。

図表 3-(3)-③ 活性化プロジェクト交付金における農林漁業体験施設の

整備等事業の例

(単位:万円)

事業名	実施主体	事業内容	予算 (うち国費)		
			平成23年度	24	25
きよさと地区 活性化計画	清里町	宿泊体験活動受入施設1式 事業期間(平成21年度~24年度)における交流人口: 1,373,005人(目標達成率77.60%) 施設供用開始から平成25年度までの施設利用者数 18,874人	1,458 (810)	28,718 (14,326)	—
由比地区活 性化計画	漁業協同組合	体験講習室122㎡ 体験実習施設119㎡ 事業期間(平成22年度~24年度)における交流人口: 6,492人(目標達成率52.2%)(注2) 施設供用開始から平成25年度までの施設利用者数3,122人	6,397 (3,198)	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 目標達成率が52.2%の由比地区活性化計画では、改善計画書を作成している。

活性化プロジェクト交付金により整備されている「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」を利用して農林漁業体験を経験した者は、施設の供用を開始している11地区の累計で約5万3,300人となっている。

(イ) 共生・対流交付金

a 制度の概要等

共生・対流交付金は、その実施要綱において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものとされている。

共生・対流交付金等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携により平成20年度から実施されている。農林水産省では、共生・対流交付金実施要綱の別表1の集落連携推進対策における「小学校をはじめとする子供の農山漁村における体験教育活動等を受け入れるための取組」を子ども農山漁村交流プロジェクトに対応するメニューとして(以下、本細目において「子ども農山漁村交流プロジェクト関連

事業」という。)位置付けている。

子ども農山漁村交流プロジェクトにおける受入モデル地域の学校における受入実績は、図表3-(3)-④のとおり、平成20年度から25年度までに155地域において累計で約15万人の児童を受け入れている。

図表 3-(3)-④ 子ども農山漁村交流プロジェクトにおける受入モデル地域と受入実績の推移

(単位：地域、人)

区 分	平成20年度	21年度まで	22年度まで	23年度まで	24年度まで	25年度まで
受入モデル地域	53	90	115	137	141	155
受入児童数	約 20,000	約 43,000	約 70,000	約 99,000	約 124,000	約 150,000

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 受入児童数は累計である。

共生・対流交付金について、農林水産省では、平成26年行政事業レビューにおいて、共生・対流交付金の対象事業は、全国に発信できるモデル事例の創出・具体化等を目的としており、効果的な情報発信を通じ、都市と農山漁村の交流等に向けた機運の醸成に大きな効果が期待できる等と評価している。

また、調査した7地方農政局等の管内における「子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業」の実績は、図表3-(3)-⑤のとおり、平成25年度の交付件数18件、交付額は5,591万円となっている。

図表 3-(3)-⑤ 子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業の実績

(単位：件、万円)

区 分	平成23年度	24	25
交付件数	21	25	18
交 付 額	3,852	4,383	5,591

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年度及び24年度は食と地域の交流促進対策交付金が、25年度は共生・対流交付金が活用されている。

b 効果の把握結果

調査した7地方農政局等の管内において、平成23年度から25年度までの間に実施された子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業の交付金額が最多及び最少の事業内容を例示すると、図表3-(3)-⑥のとおり、パンフレットの作成や研修会の開催等となっている。

図表 3-(3)-⑥ 平成 23 年度から 25 年度に実施された子ども農山漁村交流
プロジェクト関連事業の事業内容の例

事業実施主体 (構成メンバー)	事業内容
郡上・田舎の学校 (郡上八幡・山と川の学校ほか 民間 11 団体)	① 子ども農山漁村交流：教育旅行プロジェクトチームの活動、地域別懇談会の実施、地域別体験メニューの企画立案、宿泊施設の基礎調査、観光との連携メニューや新たな農業体験メニューの発掘と造成、モニターツアーの実施 ② 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム：ボランティアスタッフが地域の魅力発見を担う ③ 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム：商店主や観光施設からの協力 ④ 人材育成：まち歩き里歩き案内人の育成 (平成 25 年度交付金額：798 万円)
松崎町グリーンツーリズム推進協議会 (松崎町、静岡県、民間企業 (3)、農林漁家等任意団体(11))	先進地視察、安全管理(リスクマネジメント)研修会の実施、モニターツアーの実施、パンフレットの作成、都市部の学校や旅行会社への誘致活動 (平成 23 年度及び 24 年度の合計交付金額：95 万円)

(注) 当省の調査結果による

(ウ) 消費・安全対策交付金

a 制度の概要

消費・安全対策交付金は、その実施要綱において目的が 4 つ掲げられており、その一つである、「エ 地域における日本型食生活等の普及促進」の中で「農作業等体験機会の提供」が事業メニューとして実施されている。

平成23年度から25年度までの間における消費・安全対策交付金（日本型食生活等の普及促進に係る事業のうち、農林漁業体験の増加に資する事業）の実績は、図表3-(3)-⑦のとおり、平成25年度において、交付件数は51件、交付額は1,349万円等となっている。

図表 3-(3)-⑦ 消費・安全対策交付金（地域における日本型食生活等の普及促進）に係る事業実績 (単位：件、万円)

区分	平成 23 年度	24	25
交付件数	22	21	51
交付最高額	160.5	200.0	182.4
交付最低額	2.7	8.8	1.7
交付額合計	945	1,208	1,349

(注) 当省の調査結果による。

事業内容は、図表3-(3)-⑧のとおり、平成23年度及び24年度は食育総合展示会等の開催等となっている。平成25年度からは農林漁業者等による生産の場における食育活動に係るメニューが新たに追加され、同年度は農作業等体験機会の提供等が主な事業内容となっている。

図表 3-(3)-⑧ 日本型食生活等の普及促進に係る事業の実施状況

(単位：実施主体)

事業の種類	実施主体数		
	平成 23 年度	24	25
1 地域における日本型食生活等の普及促進			
(1) 食育総合展示会等の開催	9	11	0
(2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進	13	10	0
(3) 食育推進協議会の開催	0	0	0
2 農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進			
(1) 教育ファーム推進会議の開催	0	0	8
(2) 指導者養成講座の開催	0	0	3
(3) 農作業等体験機会の提供	0	0	50

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事業実施主体が複数のメニューを実施している場合があるため、実施主体数は、図表 3-(3)-⑦の交付件数と合わない場合がある。

b 効果の把握結果

調査した7地方農政局等の管内において、平成25年度における消費・安全対策交付金（日本型食生活等の普及促進に係る事業）の実施事業のうち、交付金額が最多及び最少の事業内容等を例示すると、図表3-(3)-⑨のとおり、講習会や講座の開催等となっており、いずれも農業体験者数の増加率の目標は達成している。

図表 3-(3)-⑨ 平成 25 年度における日本型食生活等の普及促進に係る事業の事業内容例

実施主体	事業内容	予算 (うち国費)	目標値
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 教育ファーム活動を推進する団体等を対象とした講習会の開催（1回、参加者60名） 学校教諭、栄養士等の食育活動実践者を対象とした指導者育成講座の実施（3回、参加者延べ60人） 直売所等の団体が行う食育講座の実施（6回、参加者延べ90人、指導者延べ12人） 一般市民を対象とした生産者との交流会の実施（3回、参加者延べ90人、指導者延べ6人） 	365万円 (182万円)	農業体験者数(延べ人数)の前年度からの増加率：3.8% (県全体) 実績値：24.1% (県全体)
長野県の特認団体	<ul style="list-style-type: none"> レタス・キャベツ・ブロッコリー等の定植から収穫体験等の実施 実施回数6回、参加者延べ60名、指導者8名 	3万4,000円 (1万7,000円)	農業体験者数(延べ人数)の前年度からの増加率：45.4% (県全体) 実績値：70.4% (県全体)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 消費・安全対策交付金の実施要綱等において、目標値は都道府県全体の目標値を設定することとされている。

(4) 食の安全に関する取組の状況

(要旨)

(食の安全に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」(平成27年度までに90%以上)を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない(7都道府県)、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる(4都道府県)などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

(食の安全に関するリスクコミュニケーション)

消費者庁は、この目標に関連する施策として、放射性物質、健康食品、農薬等のテーマ別に、食の安全に関するリスクコミュニケーション(関係者間で情報や意見を相互に交換すること)を実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度(アンケート調査結果)で測っている。

ア 食の安全に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」(平成27年度までに90%以上)を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

前述第3の1の(2)のとおり、調査対象とした27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない(7都道府県)、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる(4都道府県)などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

イ 食の安全に関するリスクコミュニケーション

(7) 制度の概要

消費者庁は、上記目標に関連する施策として、放射性物質、健康食品、農薬等のテーマ別に、リスク評価を行う食品安全委員会、リスク評価に基づいて食品の安全性確保のための規制や指導等のリスク管理を行う厚生労働省、農林水産省等のほか、地方公共団体、消費者団体等と連携して、食の安全に関するリスクコミュニケーション(関係者間で情報や意見を相互に交換すること)を実施している。

消費者庁では、食の安全に関するリスクコミュニケーションの効果を意見交換会参加者の理解度(アンケート調査結果)により測っている。

(イ) 効果の把握結果

国が開催する食の安全に関するリスクコミュニケーションは、関係府省による単独開催、複数府省による共催、地方公共団体等との共催等となっている。

平成23年度から25年度における国が関与したリスクコミュニケーションの開催状況は、図表3-(4)のとおり、年間100回から300回程度となっている。

リスクコミュニケーションの参加者の評価については、調査した27都道府県のうち3都道府県でアンケート調査を実施しており、その結果は、参加者の8割以上が「理解が深まった」等と肯定的に評価している。

図表 3-(4) 国が関与した食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催回数 (単位：回)

区 分	平成 23 年度	24	25
開 催 回 数	116	294	183
(消費者庁)	48(0)	180(32)	104(13)
(食品安全委員会)	43(7)	52(29)	50(29)
(厚生労働省)	15(7)	34(32)	19(13)
(農林水産省)	10(0)	28(27)	10(8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は開催回数のうち、他省庁との共催による開催回数である。